



鳥取県公報

平成16年 3月 9日(火)
号外第21号

毎週火・金曜日発行

目 次

訓 令	職員の任免発令規程の一部を改正する訓令(1)(職員課)..... 1	
	佐治川ダム操作規則を廃止する訓令(2)(河川課)..... 2	
	百谷ダム操作規則を廃止する訓令(3)(〃)..... 3	
教委規則	教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則(1)(小中学校課)..... 3	

訓 令

鳥取県訓令第1号

職員の任免発令規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成16年 3月 9日

鳥取県知事 片 山 善 博

職員の任免発令規程の一部を改正する訓令

職員の任免発令規程(昭和39年鳥取県訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
別表(第3条関係)	別表(第3条関係)
<p>職員の任免の発令の形式</p> <p>第1 一般職の職員(臨時的任用職員を除く。)の場合</p> <p>1~17 略</p> <p>18 専従許可(地方公務員法第55条の2第1項ただし書又は地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第6条第1項ただし書の規定に</p>	<p>職員の任免の発令の形式</p> <p>第1 一般職の職員(臨時的任用職員を除く。)の場合</p> <p>1~17 略</p> <p>18 専従許可(地方公務員法第55条の2第1項ただし書又は地方公営企業労働関係法(昭和27年法律第289号)第6条第1項ただし書の規定により在籍専従を</p>

より在籍専従を許可する
場合)

地方公務員法第55条
の 2 第 1 項ただし書
(地方公営企業等の労働
関係に関する法律第
6条第 1 項ただし書)
の規定により...年...月
...日まで在籍専従を許
可する ただし在籍専
従制度の趣旨に違反す
る等違法な行為があっ
た場合等にはこの許可
を取り消すことがある

19 専従休職(地方公務
員法第55条の 2 第 5 項
又は地方公営企業等の
労働関係に関する法律
第 6 条第 5 項の規定に
より専従休職を命ずる
場合)

地方公務員法第55条
の 2 第 5 項(地方公営
企業等の労働関係に関
する法律第 6 条第 5 項)
の規定により...年...月
...日まで休職を命ずる

20～46 略

第 2 ～ 第 4 略

許可する場合)

地方公務員法第55条
の 2 第 1 項ただし書
(地方公営企業労働関
係法第 6 条第 1 項た
だし書)の規定により...
年...月...日まで在籍専
従を許可する ただし
在籍専従制度の趣旨に
違反する等違法な行為
があった場合等にはこ
の許可を取り消すこと
がある

19 専従休職(地方公務
員法第55条の 2 第 5 項
又は地方公営企業労働
関係法第 6 条第 5 項の
規定により専従休職を
命ずる場合)

地方公務員法第55条
の 2 第 5 項(地方公営
企業労働関係法第 6 条
第 5 項)の規定により
...年...月...日まで休職
を命ずる

20～46 略

第 2 ～ 第 4 略

附 則

この訓令は、平成16年 4月 1日から施行する。

鳥取県訓令第 2 号

佐治川ダム操作規則を廃止する訓令を次のように定める。

平成16年 3月 9日

鳥取県知事 片 山 善 博

佐治川ダム操作規則を廃止する訓令

佐治川ダム操作規則(昭和47年鳥取県訓令第 5 号)は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成16年 3月 9日から施行する。

鳥取県訓令第3号

百谷ダム操作規則を廃止する訓令を次のように定める。

平成16年 3月 9日

鳥取県知事 片 山 善 博

百谷ダム操作規則を廃止する訓令

百谷ダム操作規則（昭和50年鳥取県訓令第3号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成16年 3月 9日から施行する。

教育委員会規則

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 3月 9日

鳥取県教育委員会委員長 中 村 辰 夫

鳥取県教育委員会規則第1号

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状に関する規則（昭和43年鳥取県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
様式第4号（第7条、第8条、第11条関係） 略 備考 1 略 2 実務証明責任者の証明は、市町村立の学校に勤務する者にあつては当該市町村教育委員会教育長、大学附置の学校教育法第2条第2項に規定する国立学校又は公立学校に勤務する者にあつては当該大学の学長、同項に規定する私立学校に勤務する者にあつては当該私立学校を設置する学校法人の理事長が行い、鳥取県立の学校に勤務する者及び現在勤務していない者にあつては必要としない。 3 略	様式第4号（第7条、第8条、第11条関係） 略 備考 1 略 2 実務証明責任者の証明は、市町村立の学校に勤務する者にあつては当該市町村教育委員会教育長、大学附置の国立又は公立の学校に勤務する者にあつては当該大学の学長、 <u>大学附置の学校以外の国立学校に勤務する者にあつては文部科学大臣</u> 、私立学校に勤務する者にあつては当該私立学校を設置する学校法人の理事長が行い、鳥取県立の学校に勤務する者及び現在勤務していない者にあつては必要としない。 3 略

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。